

消防

6月5日(日)〜11日(土)は危険物安全週間

令和4年度危険物安全週間推進標語

「二連の確かな所作で無災害」

ガソリン・軽油・灯油など、車両や農機具などの燃料となる危険物は、私たちにとって必要不可欠な存在です。ガソリンスタンドでガソリンなどの燃料を容器に詰め替えて購入する場合や、ホームセンターなどの店舗で、キャンプ用品として販売されているポータブルストーブやランタンの燃料となるホワイトガソリンを購入する場合は、本人確認が義務化されています。

感染予防のためのアルコール系消毒剤には危険物に該当するものもあり、取り扱いを誤ると火災などを引き起こす恐れがあります。危険物はより身近なものになっています。保管状況や使用方法を確認し、安全な利用の徹底をお願いします。

閩(市)消防本部 予防課
☎8901171



マスク着用で熱中症の危険性が高まる!?

救急 昨年、市内での熱中症による救急搬送者は39名でした。これからの季節は熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。

感染予防などでマスクを着用する機会が増えていますが、高温・多湿の環境下でのマスク着用は、熱中症になりやすいため、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をし、屋外で人と十分な距離(2メートル以上)が確保できる場合には、マスクを外しましょう。

特に、高齢者や子どもには周囲の方から熱中症対策について積極的な声かけをお願いします。

閩(市)消防署 救急救助課
☎8901173



お知らせ 交通死亡事故多発中! 事故を防ぎましょう

市内での令和3年中の交通事故死亡者数は0人でしたが、令和4年は、すでに2人の死亡者が出ています。車やバイクの運転をするときはもちろん、自転車や歩行者である場合でも、「自分は大丈夫」と過信せず、安全確認を行い、交通事故の「被害者」にも「加害者」にもならないようにしましょう。

事故を防ぐために特に次のことに注意してください。

- ▼**運転者**
 - ・横断歩道に関するルール(歩行者優先)を守る
 - ・運転中はスマートフォンなどの操作をしない
- ▼**歩行者**
 - ・十分に安全を確認して横断歩道を渡る
 - ・明るい服装、反射材を着用する

閩(市)生活環境課 交通防犯係

▲詳しくはホームページをご覧ください



表彰 優良運転者を表彰

▼**対象者** 交通安全協会の会員で、過去に禁固以上の刑を受けたことがないなどの一定の条件があります。表彰の機会を逃していた方は、特別制度ができましたので問い合わせてください。

▼**受付期限** 6月30日(木)

▼**持ち物** 運転免許証、印鑑、会員証、優良者カード、手数料(670円)

閩・申請 三木交通安全協会
☎8312715

(運転年数表)	金賞	銀賞	銅賞
自家用自動車	20年	15年	8年
営業用自動車	15年	10年	5年
原付自転車	30年	20年	10年

(基準日 令和4年6月1日)



三木警察署だより ☎82-0110 悪質業者に注意してください

●悪質な水道工事業者

投げ込みマグネット広告やインターネット検索で見つけた業者に修理を依頼したところ、訪問してきた業者から「詰まりが悪く高圧洗浄しないと直らない」などと不安をあおられ、不要な工事を勧められ、高額な工事代金を請求された。

▼**対策** 契約する前に、まずは見積りを依頼しましょう。また、見積りは複数の業者からもらうなど、慎重に契約を行いましょう。



●悪質な訪問買取業者

不意に訪問してきて、不要な衣類などを高値で買い取るなどと家の中へ上がりこみ、貴金属や時計などをその場で査定し、強引に安値で買い取られた。

▼**対策** 拒否しても居座るようなら、迷わず110番通報してください。



悪質商法の被害に遭わないためのキーワード：うそつき

うまい話を信用しない ぞうだんする つられて返事をしない きっぱりはっきり断る
すぐに契約しない

少しでも不安を感じたら、その場で契約せずに、警察に相談してください

ネット通販の申し込みは最後まで確認を！ 閩(市)生活環境課

・インターネット通販で美容液が安かったので注文した。定期購入を申し込んだ覚えはないのに2回目送られてきた。解約しようとしたが電話がつながらず解約できない。(70代女性)

・妻がインターネット通販で購入した美容液が知らない間に定期購入になっており2回目が届き高額な請求をされた。未使用のため返品・解約したいが連絡できず困っている。(70代男性)

「注文を確定」を押す前に、①1回限りの購入か、②2回目からの金額、③解約の方法を確認しましょう。①～③の内容については、最終確認画面で表示義務があります。トラブル回避のために最終確認画面の記録を残しておきましょう。

民法改正により4月から成人年齢が18歳に引き下げられ、18歳・19歳の方は保護者の同意を得なくても自分の意志でさまざまな契約が可能になりました。契約の際は、特に慎重に内容を確認しましょう。

心配な事や、トラブルにあった場合は当センターへ相談してください。

「お試し」「初回限定〇〇%オフ」「解約可能」などとお得感を強調したサプリメント、美容・化粧品、健康食品、医薬部外品などのインターネット注文に関するトラブルが発生しています。

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関することは 消費生活相談へ

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
場所 市役所 2階消費生活センター(電話でも相談できます)



みっきいナビ

相談

健康

募集・採用

教室・講座

子育て

催し

施設